

答 申 第 5 号  
平成22年 3月25日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年 8月 6日付け青教政第165号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

教育委員会の会議録等についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

**第 1 審査会の結論**

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった部分を開示しなかったことは、妥当である。

**第 2 諮問事案の概要**

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成21年6月13日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「教育委員会会議録。ただし、2006年4月～2009年5月分で配付資料を含む。」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「2006年4月～2009年5月に開催された青森県教育委員会定例会及び臨時会の会議録、会議資料及び参考資料」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部が条例第7条第3号又は第6号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年6月29日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年7月15日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

**第 3 異議申立人の主張要旨**

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求内容のうち、異議申立人本人に係る部分について開示するとの決定を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件異議申立てに係る不開示情報は、異議申立人本人の「職名、氏名、異議申立て理由」及び「氏名、異議申立て理由」である。
- (2) 本件異議申立てに係る情報が記載された文書は、実施機関が一部開示決定したとおり、条例に定めのある行政文書であることに争いはない。また、不開示とされた情報は、まさに異議申立人に係る本人情報であって、本人情報が第三者によって開示請求され、実施機関が不開示決定したものは、その情報公開の在り方、対応について明確に区別されなければならないものである。したがって、本人に係る本件不開示情報が本人に開示されることによって、どのように「個人の権利利益を侵害」し得るのか明らかに説明されなければならないものである。そうでなければ、実施機関において取得した本人の個人情報がどのように利用されているのかさえ説明されないこととなり、行政に対する不信感を醸成する遠因ともなりかねない。
- (3) 以上のとおり、本件異議申立てに係る情報は個人に関する情報ではあるが、当該情報が本人情報である以上、異議申立人本人に公開されることによる本人へのデメリットは皆無である。したがって、行政における個人情報の保有と運用についての公平性、透明性を確保するという点でも、個人情報だということを理由とした前記不開示理由に合理性はない。
- (4) 理由説明書に対する反論

ア 実施機関が不開示理由としたのは、条例第7条第3号であり、その不開示理由としたのは、一部開示決定通知書並びに異議申立書記載のとおり、

(ア) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）

(イ) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。したがって、実施機関が本件処分を行った時点における不開示理由とし

たのは上記のとおりであるから、第4の2に掲げる実施機関の主張は、本件異議申立てとは直接の関係が薄く、本件審査においては、不開示情報が実施機関が不開示理由とした条例第7条第3号に該当するか否かが個別不開示情報について検討されなければならない。

イ 実施機関が不開示情報とし、本件異議申立ての対象情報は、「青森県教育委員会第724回定例会会議録（非公開の会議）」と題する開示文書に明らかなように、  
(ア) 異議申立人の氏名  
(イ) 異議申立人が行った異議申立て理由  
(ウ) 異議申立人と連名で提起した住民監査請求人名並びに所属市民団体名  
であると推量される。これら不開示情報のうち、(ウ)については、既にマスコミ報道も行われており、したがって公にされている情報であるから、条例第7条第3号のただし書イに該当し、実施機関による本件処分には合理的理由がないことは明らかである。したがって、残る上記(ア)及び(イ)の情報が、条例第7条第3号と第4の1(2)に記載された条例の解釈・運用に該当するか否かについて以下検討する。

ウ イ(ア)について

条例第7条第3号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが（以下、略）」と規定している。

開示された部分に記載された情報によれば、〇〇に係る一連の情報開示請求と異議申立てについての青森県情報公開審査会への諮問についての記載であることは明らかであり、したがって、その当事者である異議申立人は、その不開示部分はまさに異議申立人に係る当事者情報（本人情報）等であることが即座に認識できたのである。「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」ものは、不開示情報とされなければならないというのが条例の規定するところであるから、実施機関が主張するように、本人が開示請求したものであったとしても、「特定の個人が識別される情報であれば、ただし書のイからハまで又は公益上の理由による裁量的開示（第9条）に該当しない限り、不開示となる。」とすれば、本件異議申立ての対象情報が記載された文書のうち、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」については開示してはならないのであるから、「青森県教育委員会第724回定例会会議録（非公開の会議録）」の大半を不開示としなければならなかったはずである。しかし、上記のとおり、実施機関は「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」について

は、異議申立人に対し既に開示していることとなる。そうすると、わざわざ異議申立人本人の氏名だけを特定して不開示とすることに理由はないこととなる。

エ また、不開示情報とした上記イ(イ)については、条例第7条第3号にどのような理由で該当するとしたのか、その根拠が不明のままである。

オ 以上により、実施機関による不開示理由は合理性に欠け、一部開示決定処分としたことは失当であるという以外にない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

##### 1 異議申立人本人に係る情報の不開示理由について

本件異議申立てに係る異議申立人本人に係る情報は、次の理由により不開示としたものである。

- (1) 不開示とした異議申立人本人に係る情報は、条例第7条第3号に該当する個人に関する情報であること。
- (2) 条例の解釈運用基準では、「本条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、ただし書のイからハまで又は公益上の理由による裁量的開示（第9条）に該当しない限り、不開示となる。このため、個人情報に係る自己情報の開示請求については、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「個人情報保護条例」という。）第14条の規定により行うのが適当である。」との解釈・運用が示されていること。
- (3) 不開示とした異議申立人本人に係る情報は、条例第7条第3号ただし書のイからハまでに該当しない情報であること。
- (4) 不開示とした異議申立人本人に係る情報の開示については、条例第9条に規定する「公益上特に必要がある」とは認められないこと。

## 2 参考

異議申立人に対しては、本件異議申立て後、条例の解釈運用基準の考え方を説明し、本人に関する情報の開示については、個人情報保護条例第14条に基づく自己情報の開示請求手続をとっていただきたい旨要請したところである。これに対し異議申立人から、異議申立手続を維持するとの意向が示されたところである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、平成18年4月から平成21年5月までの間に実施機関が開催した定例会及び臨時会に係る会議録、会議資料及び参考資料である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示としない、異議申立人が開示すべきであるとする部分（以下「本件情報」という。）は、次のア及びイのとおりであると認められる。

ア 青森県教育委員会第724回定例会に係る会議録に記載されている次の部分

(ア) 異議申立人の氏名

(イ) 実施機関が行った別件の行政文書一部開示決定に対して、異議申立人がした異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）に係る異議申立書に記載された「異議申立ての理由」の一部を実施機関が抜粋して整理したもの（以下「別件異議申立て理由」という。）

(ウ) 異議申立人が所属する団体名及び当該団体における異議申立人の職名（以下「異議申立人の職名等」という。）

イ 青森県教育委員会第724回定例会に係る会議資料に記載されている次の部分

- (ア) 異議申立人の氏名
- (イ) 別件異議申立て理由

(2) 青森県教育委員会第724回定例会では、「報告第1号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について」として、別件異議申立てが行われた経緯、別件異議申立てについて青森県情報公開審査会に諮問したこと等が報告されている。

### 3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

#### (1) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

#### イ 異議申立人の氏名及び異議申立人の職名等について

本件情報のうち、異議申立人の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。また、本件情報のうち、異議申立人の職名等については、当該情報をもとに、一般に公開されているホームページの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

#### ウ 別件異議申立て理由について

- (ア) 本件情報のうち、別件異議申立て理由については、その記載内容から特定の個人を識別することができるとは認められないため、これを公にすることにより、異議申立人の権利利益が害されるおそれがあるかどうかについて検討する。
- (イ) 当審査会が実施機関に対し、別件異議申立て理由が条例第7条3号に該当すると判断した理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「異議申立人個人の内心が記述されているものであり、個人の人格と密接に関連しているため、公にすることにより異議申立人の人格権を侵害す

るおそれがある」旨述べている。

- (ウ) 一般に、行政文書の開示決定等に係る異議申立書に記載される「異議申立ての理由」は、異議申立ての対象となった開示決定等の判断や事実認定に対する異議申立人の主張や見解であって、そこには、法令等に関する知識、表現の巧拙、論理構成力、ひいては広義の思想・信条が反映されており、当該異議申立人の知的生産物、人格的主張と言えるものである。また、事案によっては、異議申立てに至った背景や、詳細な事実関係など、当該異議申立人の個人的な事情まで含まれることもある。

個人の人格と密接に関連する情報は、本来、当該個人が自らの意思により公にするかどうかを決定すべきものであり、本人の同意なしに公にされることは適切ではないと解されるため、個人識別性がないものについても、条例では不開示情報とされているところである。

このことからすると、行政文書の開示決定等に係る異議申立書に記載される「異議申立ての理由」は、これを公にすると、当該異議申立人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

- (エ) 別件異議申立て理由は、別件異議申立てに係る異議申立書に記載された「異議申立ての理由」を一部抜粋したものではあるが、その内容は、上述のとおり、知的生産物、人格的主張と言えるものであるから、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報であると認められる。

エ 以上のとおり、本件情報は、条例第7条第3項本文に該当する。

## (2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、開示すると規定している。

イ そこで、本件情報の条例第7条第3号ただし書該当性について検討すると、まず、本件情報が、条例第7条第3号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。



ウ ただし書イ該当性について

次に、本件情報の条例第7条第3号ただし書イ該当性について検討する。

(ア) 異議申立人の氏名及び異議申立人の職名等について

a 異議申立人の氏名及び異議申立人の職名等について、これを公にする法令等の規定はなく、また、慣行として公にされている事情も認められない。

b この点について、異議申立人は、反論書において、異議申立人の職名等については、「マスコミ報道も行われており、したがって公にされている情報である」旨主張しているところである。

しかし、異議申立人が当審査会に提出したインターネット記事を見分したところ、当該記事には、異議申立人の氏名、異議申立人の職名等のほか、異議申立人が所属する団体が青森県監査委員に対して住民監査請求を行った事実や当該団体がマスコミの取材に対し回答した内容が記載されているが、異議申立人が実施機関に対して別件異議申立てを行ったことについては何ら記載されていないことが確認された。このため、当該記事が公表されていることをもって、異議申立人の職名等が公にされているとは認められない。

(イ) 別件異議申立て理由について

a 当審査会が、異議申立てに係る諮問に対して答申をする場合、答申書には、審査会の判断理由のほか、当該異議申立てに係る異議申立書に記載された「異議申立ての理由」の内容を記載している。

また、当審査会は、答申をするに当たり、青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成21年12月青森県条例第90号。以下「審査会条例」という。）第9条の規定に基づき、答申の内容を公表しているが、その公表する内容は、答申書から異議申立人の個人識別情報など一般に公表することが適当ではない部分を除いたものとしており、異議申立書に記載された「異議申立ての理由」は、当該部分を除き、これまで、おおむね公表しているところである。

b ただし、この答申の内容の公表は、審査会のアカウントビリティの観点から行われるものであるため、異議申立てに係る諮問案件が審査中である場合や最終的に答申に至らなかった場合には、異議申立書に記載された「異議申立ての理由」についても、当然に公表されないこととなる。

c 別件異議申立て理由についてみると、本件処分時点においては、別件異議申立てに係る諮問案件は、当審査会において継続して審査を行っている段階にあり、また、異議申立人が別件異議申立てを取り下げた場合には、実施機関は当該諮問を取り下げることとなるため、答申に至らずに、その内容が公表されないことも想定されたものである。

d このため、審査会条例上、答申の内容を公表することが規定されているとしても、そのことから直ちに、別件異議申立て理由についても公にすることが予定されている情報であると認めることはできない。

(ウ) なお、実施機関は、青森県教育委員会定例会を原則として公開により行うこ

ととしており、その審議結果についても、会議録等をホームページに掲載して公表しているところであるが、当審査会が調査したところ、青森県教育委員会第724回定例会のうち、本件情報を含む議事については、非公開とされており、本件情報は公表されていない。

(エ) よって、本件情報は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

(3) 以上から、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

#### 4 その他

異議申立人は、本件情報が本人情報である以上、異議申立人本人に公開されることによる本人へのデメリットは皆無である旨主張している。

しかしながら、条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず、等しく行政文書の開示請求権を認めるものであり、請求の目的及び開示請求者がいかなる者であるかを考慮しないで、不開示情報該当性の判断を行うこととしているのであるから、上記異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

なお、自己情報の開示請求については、個人情報保護条例第14条において、自己を本人とする保有個人情報の開示請求権が認められており、本件情報についても個人情報保護条例により開示請求するのが適当である。

#### 5 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当するので、第1のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 8 月 6 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 8 月 20 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 8 月 28 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 9 月 18 日 (第159回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成21年10月23日 (第160回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成21年11月17日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年11月25日 (第161回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成21年12月18日 (第162回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成21年12月24日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年 1 月 22 日 (第163回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 2 月 17 日 (第 1 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 3 月 19 日 (第 2 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成22年 3 月25日現在)